

府中市介護支援専門員実務研修等受講費助成金交付要綱取扱基準

(目的)

第1 この基準は、府中市介護支援専門員実務研修等受講費助成金交付要綱（令和6年10月府中市要綱第96号。以下「要綱」という。）の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2 要綱別表に規定する助成金の対象となる介護サービス事業所のサービス種別は、別表1に定める。

(申請)

第3 要綱第5条に規定する申請に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 府中市介護支援専門員実務研修等受講費助成金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 助成対象研修を受講し、かつ、修了したことが確認できる修了証明書等の写し
 - (3) 申請者が支払ったことが確認できる研修受講料の領収書等の写し
 - (4) 市内介護サービス事業所での就業状況が確認できる就業証明書等
 - (5) 他の補助金を申請している場合においては、当該補助金の額が確認できる申請書（補助対象者の研修受講料を申請していることがわかる書類を含む）及び決定通知書等の写し
- 2 要綱第5条に規定する申請は、福祉保健部介護保険課において受付を行う。
- 3 市長は、前項の規定により受付した申請書類に不備がある場合には、不備のある事項の補正を求めることができる。
この場合において、補正を行った日を受付した日とみなす。
- 4 第2項に規定する受付は、交付決定を行った助成金の合計額が当該年度の予算額を超えた日又は市長が別に定める日をもって終了するものとする。
- 5 前項の規定により受付を終了した日に複数の申請があり、申請額の合計額が予算額を超える場合には、当該申請者の中から抽選を行うものとする。
- 6 前項の抽選の結果、抽選に漏れた申請者には補欠番号を付与し、通知するものとする。
- 7 助成金交付額を減額する変更又は中止をした者及び助成金交付決定の取消しを受けた者があった場合は、市長は、予算の残額に応じて前項に規定する補欠番号の通知を受けた者の中から補欠番号順に繰り上げて交付決定を行うことができる。

(変更)

第4 要綱第8条に規定する変更において、助成金交付額の増額はできないものとする。

付 則

この基準は、令和6年10月31日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

対象となる介護サービス事業所のサービス種別

No	サービス種別
1	居宅介護支援
2	介護予防支援・地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
7	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護